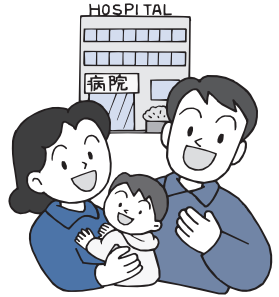


福祉医療費助成制度について



9月1日から福祉医療費の受給資格証が変わります。

所得制限がありますので、現在資格のある方と、停止中の方の資格の見直しを行います。福祉医療費受給資格のある方には、新たに受給資格証（そら色）を送付します。医療機関などで受診される時は、健康保険証と併せて窓口で提示してください。

受給資格条件に該当する方で、受給資格認定申請をしていない方は申請をしてください。

★ 障がい者医療

【対象者】

次の①～④のいずれかに該当する方で、本人および扶養義務者などの所得が制限額表の額未満の方

- ①身体障害者手帳1級・2級・3級のいずれかをお持ちの方
- ②療育手帳AまたはBをお持ちの方
- ③身体障害者手帳4級と療育手帳（中度）の両方をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

【助成対象医療費】

- 償還払い（※注1）

- 医療保険各法による自己負担相当額（※注2）

※ただし、65歳以上重度の方は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担相当額

- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、入院以外の医療費

【手続きに必要なもの】

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- 健康保険証
- 印鑑（スタンプ印不可）
- 振込先のわかるもの

※長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の方は後期高齢者医療被保険者証もお持ちください。

障がい者医療費所得制限額表（万円）

扶養の人数	本人の所得額	配偶者および扶養義務者の所得額
0人	360.4	628.7
1人	398.4	653.6
2人	436.4	674.9
3人	474.4	696.2
4人	512.4	717.5
5人	550.4	738.8

★ 一人親家庭等医療

【対象者】

次の①～④のいずれかに該当する方で、本人および扶養義務者などの所得が制限額表の額未満の方

- ①母子家庭で養育されている18歳未満児（※注3）とその母
- ②父子家庭で養育されている18歳未満児（※注3）とその父
- ③父または母のいない18歳未満児（※注3）とその養育者
- ④父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある

18歳未満児（※注3）とその父または母

者の戸籍謄本

【助成対象医療費】

- 償還払い（※注1）
- 医療保険各法による自己負担相当額（※注2）

【手続きに必要なもの】

- 健康保険証
- 印鑑（スタンプ印不可）
- 振込先のわかるもの
- 児童扶養手当証書または公的年金証書もしくは児童および養育

一人親家庭等医療費所得制限額表（万円）

扶養の人数	本人の所得額	児童等の養育者、配偶者および扶養義務者の所得額
0人	192.0	236.0
1人	230.0	274.0
2人	268.0	312.0
3人	306.0	350.0
4人	344.0	388.0
5人	382.0	426.0

★ 乳幼児医療

【対象者】

就学前乳幼児（6歳の最初の3月31日までの間にある乳幼児）で保護者の所得が制限額表の額未満の方

【助成対象医療費】

- 償還払い（※注1）
- 医療保険各法による自己負担相

当額（※注2）

【手続きに必要なもの】

- 健康保険証
- 印鑑（スタンプ印不可）
- 振込先のわかるもの

乳幼児医療費所得制限額表（万円）

扶養の人数	保護者の所得額
0人	532.0
1人	570.0
2人	608.0
3人	646.0
4人	684.0
5人	722.0

（※注1）「償還払い」とは、医療機関等窓口では一旦お支払いいただき、後で助成させていただく方式のことです。

（※注2）助成金額は、保険適用となる窓口負担額から、高額療養費、公費負担金、付加給付金を除いた額となります。

（※注3）「18歳未満児」とは、満18歳に達する日（誕生日の前日が到達日）以降最初の3月31日までの間にある方です。

【問い合わせ】 本庁保険年金課 ☎ 22-9660